

海上保安庁長官 殿

国土交通大臣 扇 千景

平成 1 4 年度に海上保安庁が達成すべき目標についての評価

中央省庁等改革基本法（平成 1 0 年法律第 1 0 3 号）第 1 6 条第 6 項第 2 号の規定に基づき、平成 1 4 年度に海上保安庁が達成すべき目標についての評価を次のとおり実施したので、通知する。

．海上保安庁が達成すべき目標についての評価にあたって

この評価は、実施庁が目標を達成したかどうかを判断するとともに、目標を達成するために必要な措置等が講じられたかどうか等を視点として評価するものであり、評価結果は、実施庁の効率的な業務執行に活かされるべきものである。

．海上保安庁が達成すべき目標についての評価

1．海上における治安の確保について

<p><u>具体的な目標</u></p> <p>情報収集・分析及び機動的な広域捜査を推進するために必要な組織等の整備を行うこと。</p> <p>速力、夜間監視性能、捕捉性能等を向上させた巡視船艇の整備及び夜間監視機能を備えた航空機の整備を行うこと。</p> <p>密輸・密航事案の摘発を強化するための効果的な資機材の開発及び整備を促進すること。</p> <p>警察、税関等の関係取締機関との間において、情報交換、合同訓練、合同捜査等を実施し、連携の強化を図ること。</p>
<p><u>評 価</u></p> <p>【評定】</p> <p>概ね順調に推移していると認められる。</p> <p>【所見】</p> <p>平成 1 4 年度には、第三管区海上保安本部に全国の情報を集約する国際組織犯罪対策基地を設置する等組織整備を行ったほか、速力、夜間監視性能、捕捉性能等を向上させた</p>

セキュリティ監視システムを構築するなど、密輸・密航事犯の摘発を強化するための体制整備を着実に進めている。また、警察、税関等関係機関との連携を強化したことにより、平成14年6月、鹿児島県志布志港で発生したフィリピン籍貨物船のコカイン密輸入事件を第十管区海上保安本部及び鹿児島海上保安部等が鹿児島県警察等と合同で捜査する等密輸・密航事犯を関係機関と摘発するといった実績をあげた。引き続き、情報収集・分析能力の向上、機動的な広域捜査の推進、監視・捕捉・執行能力の強化のための体制を整備することにより、薬物・銃器の密輸事犯、密航事犯等の国際犯罪に適切に対処することが期待される。

具体的な目標

重要海域を特定するための60海域の調査（概査）を実施すること。

「科学的・技術的ガイドライン」に従う重要海域の精密調査（精査）を平成21年度を期限として段階的に実施すること。

評価

【評定】

については、目標どおり達成したと認められるが、については、目標達成には一層の努力が必要である。

【所見】

平成14年度には、伊豆・小笠原海溝、宮古島南方沖、宮古島南方沖東部、沖ノ島島東方沖の4海域の概査を実施し、対象60海域の全ての概査を終了することができた。この結果、200海里を越えて大陸棚が延びる可能性のある海域は、国土面積の約2倍にあたる65万平方キロメートルであることが判明した。

一方、平成11年に国連が策定した「科学的・技術的ガイドライン」に従う重要海域の精査については、その結果を21年までに国連に提出することとされており、海上保安庁としては平成14年度は紀南海底崖について精査を実施したところであるが、調査計画全体については、現在、政府として再検討しているところである。精査場所が特定され次第、関係府省とも連携し、期限に間に合うように精査を進めることが必要である。

2. 海難の救助について

具体的な目標

距岸20海里未満で発生した海難について、118番の定着、GMDSSの適正使用の指導、啓発等を行うことにより発生から2時間以内に海難情報を入手する割合が平成17年までに80%以上となることを目指すこと。

評価

【評定】

目標達成には一層の努力が必要である。

【所見】

連絡手段の確保、118番の有効活用等の周知・定着のためのキャンペーン、GMDSS

S機器の適正使用の指導等を海上保安庁独自又は関係機関と協力して積極的に実施しており、その結果として、昨年度より2ポイント上昇した71%という実績値となっている。しかしながら、現状程度の改善率で推移する場合、目標年度内の目標達成は困難であると思われる。この目標が達成されれば、海難事故に係る救助までの時間が短縮され、救助率の向上につながるものと期待されるので、自己救命策確保キャンペーンを主体とした活動を官民一体となって展開する等により、一層の努力を継続することが必要である。

3. 海上交通の安全確保について

具体的な目標

関係機関と連携し、モーターボートに係る救命胴衣着用率を平成17年までに50%以上となることを目指すこと。

評価

【評定】

目標達成には一層の努力が必要である。

【所見】

平成14年度の実績は、昨年度を3ポイント下回る12%であり(13年度:15%、12年度:13%)、現状では目標年度である平成17年度に50%以上を達成することは困難であると思われる。海上保安庁としては、救命胴衣着用等の周知・定着を図るための自己救命策確保キャンペーンの関係省庁、関係団体(漁協、マリーナ、釣具店等)とも連携した実施、ライフジャケット着用推進モデル漁協・マリーナの設置(全国に121箇所)等の努力を継続してきているが、依然として安全・自己責任意識の浸透が十分図られてきていない。当該目標の達成にあたっては、海上保安庁が関係機関と連携して実施する啓発活動以外に、関係機関の施策に負うところも少なくないが、平成15年度においては、子供に対する救命胴衣の着用義務化等を盛り込んだ船舶職員及び小型船舶操縦者法が施行される。目標が達成されれば、海難現場に到着し救助を開始するまでの間の海中転落者の生存率が高まり、救助率の向上につながると期待されるので、海上保安庁においては、関係機関の新規施策の実施を踏まえ、引き続き自己救命策確保キャンペーンを主体とした活動を官民一体となって効果的に展開する等目標達成に向けた一層の努力が必要である。

具体的な目標

AISの搭載義務化に対応するため、計画的にAIS陸上局を整備すること。

評価

【評定】

概ね順調に推移していると認められる。

【所見】

平成14年度は、東京湾及びその周辺海域において、AIS通信及びAIS搭載船の識

別試験を実施するとともに、A I S陸上局の有効エリアの測定試験を実施することにより、A I S陸上局の計画的な整備に向けて順調な実証結果を得た。海上交通センターとA I Sを搭載した船舶との間等でリアルタイムの双方向通信が可能となることにより、輻輳する海域におけるより安全で効率的な航行の確保に資することが期待されることから、今後は社会資本整備重点計画に沿って、A I S陸上局の計画的整備を進めることが適当である。

具体的な目標

平成13年度に整備した次世代型海流監視システムのリアルタイム海況情報の提供を開始すること。

評価

【評定】

目標は達成されておらず一層の努力が必要である。

【所見】

リアルタイムでの海況情報の提供を開始するに先立って、観測機器の調整及び解析手法の改良の必要性が生じた。具体的には、観測ノイズを減少させるため、観測機器のレーダーの送受信のタイムスケジュール調整及び出力調整を実施するとともに、レーダー受信波の解析結果に過去の知見から判断して不自然な海流が表示されていたことから、この原因を解消するために解析手法の改良を実施した。目標が達成されれば、船舶運航関係者やマリナー関係者等への幅広いリアルタイム海況情報の提供が可能となることから、今後は、解析結果と実測値の比較によるデータ検証を実施し、更に詳細な解析手法の改良を経て、インターネットでの海況情報の提供を実現することが必要である。

4. 海象の観測等について

具体的な目標

三陸南部、南海トラフ等の海域に分布する断層及び南方諸島の海底火山についての情報の空白区域を減少させること。

新たに中央防災会議で震源域が見直しされた東海沖等について、地震・火山活動の監視観測地点の増強を図ること。

評価

【評定】

目標達成に向けて概ね順調に推移していると認められる。

【所見】

平成14年度においては、常盤沖北部、南海トラフ、日本海溝、仙台湾及び秋田 - 本荘沖に確認されていた断層5箇所について、活断層の活動周期や発生する地震の規模を予測するための調査等を予定どおり実施しており、これまでに調査済みの箇所が45箇所となった。また、海底火山については北福德堆の調査を実施し、これまでに4箇所が調査済みとなった(残り10箇所)。今後も、引き続き断層、海底火山の調査を進め、これ

らに係る情報の空白区域を減少させることによって、よりの確な地震・火山噴火の発生可能性の高い場所や時期の予測精度が向上し、災害に備えることが可能となると期待される。

海底地殻変動観測については、東海地震対策の東海沖等4点において海底基準局を設置し、観測を開始している。平成15年度以降は、東南海沖等に移して、引き続き観測地点の増強を図ることとしている。これらにより、地震・火山活動について、より精度の高い事前情報を収集し、災害に備えることが可能となるものと期待される。